

阪南市で実際にあった消費者被害相談

～水道修理でサギ！？～

地域包括支援センター編

ふさえさん（仮名） 70代 女性 ひとり暮らし

担当ケアマネジャーが定期訪問で訪問した際、利用者の方から「実は～…」と相談あり。



相談内容

台所で料理をしようと思い水道の蛇口をひねると、水道がポタポタと止まらなくなる。ふさえさんは近所に住む妹に、水道の修理業者に連絡してもらおうように頼む。次の日の昼間、業者による修理が完了し無事に水道が使えるようになった。が・・・



修理が終了すると見積書を提示され、その金額を見て驚愕…。ふさえさんは「工事もすぐ終わったし部品も交換してもらってないから、せいぜい2,000円ほどかなあ」と思っていたが請求書を確認すると、なんと『**8万円**』の請求書が！「2,000円ほどだと思っていたので、それしか用意していないんですけど…」と伝えたところ、業者は無言でふさえさんの顔をじっと見つめるのみで反応なし。困り果てたふさえさんは、渋々お金を探しその場で全額支払わされる。それはちょうど妹が席を外しているときだった。



後々やり取りを振り返ってみると・・・

支払い後、見積書・領収書を確認すると、事実とは違う内訳の記載があり、「詐欺にあってしまったんだなあ」と気づいたとのこと。「裁判とか色々やり取りするのはしんどいので、私みたいに詐欺に引っかかる人が一人でもなくなるように」とケアマネジャーを通じて、

地域包括支援センターへ情報提供及び相談がありました。



地域包括支援センターから消費生活センターに確認すると「内容によっては返金につながる可能性があります。詳しく話を伺いたいので、請求書などを持参しご本人と一緒に消費生活センターに来所ください」と提案をいただきました。地域包括支援センターはふさえさんにその提案を伝え、これからの対応について一緒に検討することになりました。

『地域包括支援センター』は、生活のなかでの困りごとはもちろん消費者被害の相談窓口でもあります。「ひとりで抱え込まずに、まずは相談を！」

消費者被害
相談窓口

阪南市消費生活センター（阪南市市役所内） **072-471-5678**
阪南市尾崎・東鳥取地域包括支援センター **072-493-2304**
阪南市西鳥取・下荘地域包括支援センター **072-447-6428**